

箕面市立中学校生徒のいじめ申立に関する  
調査報告書【概要】（公表版）

令和3年8月5日

箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会

## 第1 調査<sup>1</sup>の経緯

平成30年10月15日、本市中学校（以下「本件中学校」という）在籍の当時1年生で、支援学級に在籍する男子生徒（以下「本件生徒」という）に対して、同級生によるいじめが行われている疑い（本件生徒が[ ]いた旨）があることが、保護者（本件生徒の保護者ではない）からの通報により発覚した（以下「本件事案」という）。

本件中学校が調査を行い、本件生徒の保護者へ調査結果等の報告を行ったが、その報告に対し、本件生徒の保護者から理解を得ることが出来なかった。

その後、令和元年10月、本件生徒及び同保護者代理人弁護士から、要望書を受領したことを受け、令和2年3月12日、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）及び箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「本条例」という）第9条に基づき、及び箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会（以下「本委員会」という）を設置した。

## 第2 調査主体及び組織

各団体からの推薦等を経て、弁護士2名、臨床発達心理士1名、臨床心理士1名（後に退任し、新たに後任1名の臨床心理士が選任された）、社会福祉士1名が調査を行った。また、本委員会は、重大事態に係る事実関係の調査を補助するために必要があると判断した。そのため、教育委員会は、調査補助員2名（弁護士1名、臨床心理士1名）を選任した。

## 第3 本委員会が認定したいじめに該当する事実

### 1 Jアラートが鳴るぞと伝える行為

平成30年5月下旬から6月にかけて、本件生徒と同クラスもしくは同学年他クラスの生徒が、本件生徒に対して「Jアラートが鳴るぞ」等の言葉を発し、パニックになるほど本件生徒を怯えさせる行為が複数回行われた。

### 2 ベランダや廊下に締め出す行為

7月9日の休憩時間中、ベランダに出ていた本件生徒が教室に入れないようにベランダと本件生徒が所属する教室との間の扉を施錠したことで本件生徒を教室に入れないようにした。また、2学期早期においても同様の行為が行われ、本件生徒は「開けて、開けて」と何度も言っていた。

また、1学期の休憩時間中、生徒が教室と廊下との間の扉を閉め、本件生徒が教室に入れないようにしたことで、本件生徒は、「やめろ」と言った。

### 3 叩く、蹴る等の暴行

本件生徒に対して、複数人から下記の行為が行われた（なお下記行為は同時に行われたものではない）。

①教室内において、本件生徒に対してタックルし、蹴った。

②教室内において、本件生徒を押しした。

③1学期終わりから2学期初め、体育の授業中若しくは教室内で本件生徒の足を蹴ったり、「どけ」と言って押ししたりした（計4回前後）。

④教室内において、休憩時間中、本件生徒の肩付近を拳で叩いた。

<sup>1</sup> 本委員会による調査は、加害生徒ら、教諭個人や箕面市への法的責任を判断するものではないことに注意を要する。このような法的責任について、本委員会は何ら意見を述べる立場にはない。

⑤本件生徒を足で払いのけるように蹴った。このほか、生徒2名が廊下で脛や足を4～5発蹴った。

4 ■■■■■ という言葉を言わせた行為

6月ころ以降、他クラスの生徒を含む、一部の生徒が本件生徒に対し、■■■■■ と呼びかけ、本件生徒に■■■■■ と応えさせる行為が行われ始めた。本件生徒と1対1の場面で申し向けるのではなく、何名かの生徒が本件生徒の周りにいるという状況下で、このような行為が行われていたことが多かった。

また、このような行為は、本件生徒のみに向けられていたものであり、他の生徒間でも同じようなやり取りが行われていたことは認められなかった。

さらに、このような行為は、継続して行われ、毎日何回も行われていたこともあったという印象がある旨の証言もあった。多くは、教諭のいない休憩時間や体育の着替えの時間において教室内、廊下で本件生徒とのすれ違いざま等の場面で行われていた。

なお、本件生徒は、言葉の意味を理解しないままに周囲の生徒とのコミュニケーションの一環として、喜んで応えていたという証言があったものの、本件生徒が全ての場合において■■■■■ と答えていることについて喜んで応えていたとは認定できない。

当該行為を行ったのは、学年男子の半数くらい多いイメージであるという証言、一斉ではないものの合計すると20人程度が言わせていたのではないかと証言する生徒等、様々な証言があった。

また、このような行為が広まった経緯としては、本件生徒に■■■■■ と申し向けたら、本件生徒が■■■■■ と言うことを教示した生徒が存在し、それを見た周囲の生徒が繰り返す内に噂が広まり、他クラスへ波及していったと考えられる。そのような生徒は、周囲が言っている状況を見て楽しそうだと思います、自分から参加していった。

5月末ころのJアラートに関する本件生徒の反応、本件生徒の日常における言動や記憶のよさ、同じ言葉を繰り返すことがあるといった特性等の他、本件生徒が周囲の生徒と仲良くなりたいたいという気持ちや、当時の学年において英語の授業で学習した■■■■■ という文法を利用して、本件生徒に対して■■■■■ と言われたら■■■■■ と答えるように教示したことから始まり、徐々に学年全体へ広がったものと考えられる。

5 ■■■■■ られた行為

10月11日、清掃時間ないし清掃時間終了後ころ、本件生徒が所属するクラスの教室内で、本件生徒が周辺の生徒から■■■■■ よう促され、■■■■■ ものと推認できる。そして、本件生徒は、■■■■■ ながらベランダ付近を歩き、若しくは走りまわった。そして、本件生徒は、教室の後方の扉から廊下に出た後、前方の扉から入り、ベランダ付近に戻り■■■■■ を離した。この間、本件生徒は■■■■■ ながら笑い、興奮していた。

当時の状況については、教室内に本件生徒を除き、10人を超える生徒がおり、本件生徒が■■■■■ 当時、その周辺には複数の男子生徒および女子生徒がいた。

しかし、本件生徒は、その周辺にいた生徒らに囲まれてその輪から逃げ出すことが出来ない状態とまではいえなかった。

■■■■■ 当初、本件生徒の周辺には約10名程度の生徒がいたことが認められる。

■■■■■ 本件生徒の様子を見て、男子生徒が「気持ちわる」と言った。また、「きもい」等という女子生徒、「食べ食べ」、「食べる食べる」という男子生徒、「食べるん」と尋ねる生徒等がいたが、いずれも、既に本件生徒が■■■■■ 教室内を歩き、走り回っていた最中に行われた声掛けである。

この他、本件生徒の周辺にいた生徒が、本件生徒の行為を制止した事実は認められない。

#### 6 まとめ

以上の各事実については、本委員会は、いずれも「いじめ」に該当するものと認定した。

### 第4 本件中学校の初動対応に関する評価

#### 1 いじめ対策組織設置及び記録保管の点

10月15日以降、10月末までの間、常設組織としての学校いじめ対策組織が招集され、調査の方向性、本件生徒への心理的ケア等の支援方法、加害生徒への指導、専門家を参画させてアプローチ方法を検討する等の協議は行われなかった。これは、法22条に違反する。

さらに、本件事案発覚後、平成31年3月末までの間を通して、本件事案に関する調査資料や会議録等について、校長を含む管理職は、各教諭に対して、記録の保管を指示していない。記録の保管については、文科省も指針を示しているところであり<sup>2</sup>、本件中学校では、この内容について意識されていなかったと言わざるを得ない。

#### 2 初動の調査時期・手法の評価

本件事案発覚後、学年団における会議を経て、担任が保護者からの通報を受けた翌日、生徒3名から[ ]という件について聴き取りを行ったことは、調査着手時期として不適切であったとはいえない。

しかし、生徒3名同時に教室で聴き取りを行っている点において、場所・方法について配慮を行った形跡は見られず、本件中学校いじめ防止基本方針<sup>3</sup>に違反するものである。

#### 3 初動における事実確認に関する不適切さ

さらに、本件中学校は、上記2の通り、担任が生徒3名へ聴き取りを行った際、本件生徒に対して[ ]と言わせているという事実が発覚したことから、[ ]と言わせた疑いがある生徒らへの事実確認を行い、[ ]確認できた生徒に対して指導をしている。

この点について、[ ]と言わせた事実はもちろんであるが、本件生徒へ[ ]させられていた旨の通報があったのであるから、本件生徒が[ ]に至った経緯について、当時教室内にいた生徒全員や本件生徒が所属するクラス全員に対する聴き取りを行うなどの速やかな事実調査を行うことが検討されてしかるべきであった。

しかし、[ ]いた経緯等について、当時教室内にいた生徒全員やクラス全員への聴き取りは行われていなかった点について、その対応が不適切であった。

#### 4 保護者への説明の適切さ

10月17日、本件生徒の保護者を学校に呼び、担任から、本件生徒が他生徒から[ ]と申し向けられると[ ]を応えさせられているという報告が行われた。これに対して、保護者が[ ]の具体的内容を問うが、担任は[ ]とは回答せず、[ ]としか回答しなかった。

この点について、保護者に具体的事実を明らかにすることなく説明を行った点で、不適切である。

<sup>2</sup> いじめ対策に係る事例集（平成30年9月文部科学省初等中等教育局児童生徒課）208頁、不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）6頁参照。

<sup>3</sup> 事情聴取に際して、人目につかない場所、時間帯に配慮すること、安心して話せるよう、子どもが話しやすい人や場所に配慮すること、複数の教諭で確認しながら聴取することに留意する等とされていた。

また、その際、担任から保護者に対して、本件生徒による不適切な行動があったことを具体的に指摘しているが、このような説明は、本件生徒に問題があるからいじめにあうと暗に伝えているようにも受け取られるおそれがあり、不適切である。

#### 5 学年集会の開催とアンケート調査の実施

本件中学校は、10月末、本件生徒に[ ]と言わせていたことを取り上げて、学年全体に指導し、再発防止を行うため、学年集会を行った。

しかし、学年集会前において、本件生徒の保護者に対して、学年集会を行う目的やその方法について何ら相談や協議もなく、また、どのような事実が明らかとなっていたのか、明らかになっていないのかも保護者にとって不明確であった。このような状況において、保護者に対して、学年集会を行うといった報告や、集会で本件生徒の名前を出すかどうかについてだけ相談したとしても、保護者が学校に対して、より不信を増す結果になってもおかしくない。

また、学年集会後に学年全体向けにアンケートを行っているが、作成されたアンケートの質問内容を踏まえると、何を明らかにしようとしていたのかが不明であり、事実調査のためのアンケートであるとはいえない。

#### 6 本件中学校による教育委員会への報告について

10月19日、校長は、教育委員会へ本件生徒に対する事案について報告した。しかし、学校に通報を行った保護者からは、「本件生徒に[ ]させていた」旨の情報が入っていたところ、校長は、教育委員会に対して、本件生徒を「からかう」生徒がいるとの情報しか報告していない。このような報告は、生の情報を正確に事実として報告することが出来ておらず、不適切であるばかりか、その結果、教育委員会から学校に対する事案の背景に踏み込んだ適切なアドバイスや指導の遅れに繋がるもので、不適切であった。

#### 7 保護者への説明

10月27日、学校は、本件生徒が自らの意思で[ ]、それを周りの生徒がはやしたてた、あるいは黙認して見ていたと学校としては認識している旨、説明を行った。しかし、本件生徒が[ ]のか、誰かに[ ]させられたのか、その事実によって、加害生徒へ指導を行うのか、また本件生徒に対してどのような支援を行うのかについて検討内容が変化すると考えられるが、そのような観点をもって十分な調査が行われていなかった。このように学校は、十分な調査を行っていないにもかかわらず、当時、上述の説明を行ったのは、学校いじめ防止基本方針に示されている各種規定の点からみても不適切であったといわざるを得ない。

### 第5 平成30年11月以降の学校対応の主な問題点

#### 1 保護者が情報提供者へ連絡をとったことを難詰した点

本件事案発覚のきっかけとなった、[ ]を本件生徒が[ ]させられていると通報した保護者に対して、本件生徒の保護者が直接連絡を行い、確認をした点について、校長が本件生徒の保護者に対して責め立てた。

この点について、いじめの情報提供者については、秘密を厳守することが学校いじめ防止基本方針において求められており、情報提供者の個人情報等の秘密は学校として厳守することについて、その理由を本件生徒の保護者に対して丁寧に説明を行い、理解を求めるべきであった。

そもそも、学校としては、校長が本件生徒の保護者に対して、いじめの告発者に関する情

報を提供したこと自体、情報漏洩の問題がある。管理職としては、情報提供者の氏名等の秘密を厳守する意味を十分理解しておくべきであったといえる。

## 2 平成30年度総括について

平成30年度総括において、支援教育推進に関する項目、人権教育、生徒指導等の各項目について、本件事案の発生とその対応について触れられていない。このような対応をみても、いじめ対策組織がそもそも活動していないことの証左であるといえ、本件事案に対する一連の取り組みの弱さが窺える。

## 3 保護者からの第三者委員会設置の要望に対する対応の適否

平成30年11月末から12月にかけて、本件生徒の保護者は、本件事案が重大事態ではないのか、第三者委員会の設置はできないのか等の要望を教育委員会に行っていた。しかし、教育委員会は、重大事態ではない、第三者委員会は設置しない等と説明を行い、当時、第三者委員会等の調査委員会を設置しなかった。

この点、法28条1項に規定する重大事態の意味については、①被害結果の重大性に着目すべきであるとする考え方、②被害児童生徒・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立があった場合において、重大事態が発生したものとして、調査を行うべきであるとする考え方がある。

本委員会は、法の趣旨を踏まえ、後者②の考え方を採用することとした。ただし、その申告内容として、単に「いじめにより重大な被害が生じた」のみでは不十分であり、申立内容がある程度具体化される必要はあり、その内容は、被害児童生徒・保護者の意を十分に汲み取って判断されるべきであるとする。

本件においては、本件事案発覚後、本件生徒が家庭内においてその様子に不安があるといった状況が、本件生徒の保護者から学校に対して複数回、報告されていること等からすると、本件生徒の心身に支障が続いている疑いがあり、適切にその趣旨を汲み取った上で、法28条1項1号の重大事態が発生した疑いがあるとして、調査を開始すべきであったといえる。

なお、当時、教育委員会担当者から、本件生徒保護者に対して、重大事態には該当しないが、第三者委員会のメンバーに相談する等の説明を行っていた。このような説明により、本件生徒の保護者は、平成30年12月以降、第三者委員会による調査が行われるものと誤解しており、同担当者による説明は、誤解を招く不適切な説明であったといえる。

## 第6 本件生徒へのいじめが発生した要因に関する分析と課題

### 1 箕面市及び本件中学校の支援教育体制の課題

箕面市は全国に先駆けて30年以上前から『ともに学び、ともに育つ』教育を実践し、「可能な限り地域の学校に通うこと」「通常の学級で生活すること」を大切にしている。しかし、今回の調査を通して、インクルーシブ教育で必要とされる合理的配慮に基づいた教育活動は行われておらず、不十分な配慮下において、障害のある生徒と障害のない生徒を同一の通常学級で教育するインテグレーション教育にとどまっているのではないかと課題が示唆された。以下要約を示す。

#### (1) 小学校から中学校への引継ぎにおける課題

①本件生徒の進学支援シートに[ ]の記載があったが、通常学級担任、支援学級担任ともに認識が不十分で、事前情報がいかされなかった。そのため、生徒間で起こっていた問題の発見が遅れ、いじめ行為として対応できなかったと考えられる。



告するといったやりとりが多く、保護者は傷ついていたと思われる。支援学級は、担任が本件生徒の行動を理解できず対応に困っていたこと、保護者との信頼関係が崩れていったことを把握できる立場にあったものの、適切な助言や関係調整ができていなかった。

以上のことから、支援教育の基本が適切に実行されていれば、生徒の行動の意味や背景について理解を深めることができ、具体的な方針のもと適切なかかわりが浸透し、いじめを予防できた面があったと考えられる。

今後、箕面市の支援教育の取り組みを見直し、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な学びの仕組みを整備していくこと、また、専門機関との連携や巡回相談等の活用を推進していくことが必要と思われる。

### 3 本件生徒クラスにおける「いじめ」事案発生原因の分析と課題

本項では、本件生徒クラスにおいて「いじめ」事案が発生した原因として5要因について根拠を示しながら検討して、それぞれ課題が提案された。

#### (1) クラス生徒たちに特定生徒の障害特性を明言する困難さと配慮の難しさ

本項で示した様々な事情から、本件生徒の特性と配慮事項について詳しい説明がクラス生徒になく、クラス生徒は本件生徒との接し方を手探りで学ぶ必要があったが、円滑なコミュニケーションは困難であったようで、クラス生徒に困惑があったことがうかがえた。個別生徒について障害特性の明言が困難である事情に鑑みて、インクルーシブ教育を推進する箕面市においては、さまざまな障害における生活上の一般的困難を、学校教育において事前学習させておく必要性を課題として挙げた。

#### (2) 本件生徒が中学校進学時に守り役の存在が不十分であったこと

本件生徒は守り役で接し方のモデルとなる小学校同窓生がいなかったためか、孤立感ないしは疎外感から積極的にクラス生徒に関わろうとしていたと推察された。しかしながら、不定型でときにクラス生徒が困惑する行動で関わることもあり、1学期中にトラブルが発生し始めていた。休み時間の支援担当教員による付添は早期に外されたが教室巡回などの形で見守る態勢と、トラブルを懸念するクラス生徒がたとえ少数でもその意識が広がる入学当初からのクラス運営の必要性を課題として挙げた。

#### (3) 本件生徒の不規則行動についてのクラス生徒の困り感への対処の問題

本件生徒の不規則行動についてのクラス生徒の困り感と、それに伴うクラス生徒の不適切な反応を挙げて、クラスでそれを是正する機会の欠如を指摘した。クラス生徒たち自身による問題解決は効果的であり、その能力を信じて生徒たちで話し合うクラス会議に期待するが、個人攻撃にならない指導教育が肝要であること、また、ピアカウンセリング制度をクラスに導入することを提案した。

#### (4) 生徒たちにおける人権意識と障害者理解の欠如

生徒たちの人権意識と障害理解が不十分な点を指摘し、この状態でのインクルーシブ教育では個性の強い生徒への思いやりをもつことは困難で、むしろ誤解や対立を生み出す危険があるとして、福祉教育の充実を課題としてあげた。

#### (5) 「いじめ」加害者とされてきた生徒たちへの配慮の問題

様々なストレスを抱えている子どもが学校においていじめや仲間とのトラブルを起こしてしまうことは少なくない。そういうリスクのある生徒のためにも日常の困り感を解決するためのシステム作りは必要であること、対人トラブルを起こしやすい不適切行動の改善の方法を専門家から研修を受ける必要があることを課題としてあげた。



#### (6) 今後の課題

生徒たちの問題行動について、応用行動分析学に基づく解決法を提案した。インクルーシブ教育で多様な生徒が共存する箕面市の学校ではとくにこのような研修が必要であるとした。また、教員研修だけでなく、「チームとしての学校」の視点から専門家によるケース会議を含めた参加協力を推進すべきであることを提言した。

#### 4 本件中学校における一連の対応（本件事案発覚前）に関する評価

##### (1) 5月末ころに発生した本件生徒へのいじめに対する対応

5月末に発生した他生徒によるJアラートに関する本件生徒への呼びかけにより本件生徒を怖がらせた行為が、本件中学校が初めて本件生徒に対するいじめを把握した事象であった。

この点、本件生徒は、入学前における引継ぎの中で、

等と小学校から指摘されていた。また、支援学級担当教諭らが協議を行った結果、とされていた。さらに、本件生徒は、

もあった。加えて、本件生徒が所属していた学年や本件生徒が所属するクラスは、教諭が注意指導等を行ったとしても、問題行動を起こす生徒らを止めることが出来ず、注意してもまた面白い等、課題の多いクラスや学年であった。

このような事情を踏まえると、学校としては、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、日常の中で本件生徒に対するからかいを含めていじめが発生しないかどうか、入学当初より注意深く見守り、いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、速やかに学校いじめ防止対策組織へ報告し、同会議体により対応を検討すべきであった。

しかし、学校は、いじめが発生しないかどうか、入学当初より注意深く見守ることもなく、さらには、Jアラートの件を察知した後、対応チームの発足や、調査・指導、保護者との連携（学校いじめ防止基本方針4記載事項）等もなかった。このような対応は、同方針の各規定に違反していると言わざるを得ない。

本件中学校が5月末の段階において、Jアラートの件を放置せず、背景事情まで踏み込んで学校が対応していれば、その後に本件生徒に対する加害行為が継続的に発生し、拡大し続けたという事態を防ぐことが出来た可能性がある。

##### (2) 7月に行われていたベランダへの閉じ込め行為について

同じく、7月にベランダへの閉じ込め行為について、担任はこれを把握していたにもかかわらず、上記1と同様、対応チームへ報告することもなく、また、調査等が行われなかったことは、学校いじめ防止基本方針4記載事項に関する諸規定に反するものであり、一連の対応を怠ったと言わざるを得ない。

##### (3) その他学校におけるいじめ予防体制について

また、学校は、基本方針においていじめの早期発見という観点から、生活アンケート、ステップアップ調査のi-check、いじめアンケート等の調査に取り組むとされている。

しかし、本件生徒が所属するクラスにおいては、いじめアンケートについて、本件生徒が入学後、本件事案発覚前までの間、行われた形跡は認められなかった。

また、生活アンケート、i-checkについては、実施しているが、具体的に本件生徒が所属するクラス内において、アンケート結果を踏まえた何らかの取り組みが行われた形跡も認められなかった。

アンケートは、いじめの早期発見に役立つことはもちろん、各生徒が学校生活上において抱えている不安感や困り感などの声をキャッチして、速やかな対応に繋げることができる可能性がある。もちろん、他者のいじめを目撃した生徒が申告する機会の一つでもあり、有用な手段といえる。

しかし、本件中学校がこのようなアンケートを活用することが出来なかった点においても、いじめ予防体制として不十分であったと言わざるを得ない。

さらに、当該学年の教員減という状況や、経験が浅い教員らによる学年が機能しているかどうかを管理職が見極め、適切にいじめ予防体制の構築を図ることが求められていたにもかかわらず、管理職を中心としたこのような体制が構築されていたとまでは認められなかった。

#### (4)まとめ

いじめへの取り組みにあたって、教職員ら自身、学校いじめ防止基本方針を十分に理解し、まずは、管理職を中心とした体制づくりを行った上で、学校と保護者ら大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるものである立場にあること、いじめの認知が行われれば、一部の教職員が対応にあたるのではなく、全教職員でその対応の重要性を認識することが必要である。また、同時に、学校全体で総合的ないじめ対策が適切に機能しているかどうか、心理、福祉等の専門職も参加して、定期的に検証する機会も必要となる。

本件中学校においては、管理職を中心に教職員全体がこのような認識をもって、入学当初から日々、定期的にいじめの発生予防策や認知後における対応等をきめ細やかに行っていたとは認められない。

さらにいうと、本件生徒については、入学前から、からかいを受ける可能性が指摘されていたのであるから、入学当初から注意深く見守るという姿勢が求められていたのである。

そこでは、担任や支援担当教員らに委ねるのではなく、管理職、学年主任、学年の各担任、生徒指導担当、支援担当教員や支援教育コーディネーター、養護教諭、教科担任、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーらがチームとなって、対応にあたるが必要であった。

そして、本件生徒の言動の背景を常に意識して、本件生徒だけではなくクラス全体の課題の共有と対策について、保護者とチームの連携の下、入学当初から慎重に対応することが必要であったといえよう。

## 第7 提言

### 1 箕面市いじめ防止基本方針および箕面市立学校いじめ防止基本方針の見直し

- (1)本件発生当時、法13条に基づき本件中学校が作成した「いじめ防止基本方針」(平成■■■■年■■月改訂)では、いじめの定義を、法および箕面市いじめ防止基本方針の規定よりも狭く限定していた。

また、法第22条が常設を求める「いじめの防止等の対策のための組織」に関しては、発生した事案に応じて柔軟に対応チームを編成すると規定し、常設組織としていなかった。

本件事件から2年以上が経過した令和3年時点においても、事案発生後に対応チームを編成すると規定し、常設組織としての構成や指揮系統を明示していないいじめ防止基本方針を公表している箕面市立学校が散見される。教育委員会および各市立学校は、各自のい

じめ防止基本方針が法の規定に沿っているか確認すべきである。

- (2) 法は、「児童等の尊厳を保持する」(第1条)ことを趣旨として、「いじめ」行為の要件の一つを「行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(第2条)と定めている。しかしながら、精神的未熟や障害特性等に起因して、自らの尊厳が損なわれる行為を受けても「心身の苦痛」を感じないケースや、却って行為者との仲間意識等を感じて喜ぶケースがある。

先進的インクルーシブ教育を推進する箕面市および箕面市立学校においては、全ての児童生徒の尊厳を守るべく、障害特性を有する児童生徒の尊厳を損なうことを目的として行われる行為は、行為対象者の認識にかかわらず、すべて「いじめ」として法の規定に沿った対応を行うことを、各いじめ防止基本方針に明記することを提言する。

## 2 本人の希望や想いを汲み取った支援

本件で行われた本件生徒の行動特性に対する対応は、本人の特性や合理的配慮の観点から捉えると、適切な支援として偏っており、本来の支援教育として求められる方法としては限定的であったと考えられる。

具体的には、本人がどのような想いや環境の変化によって不安や問題となる行動が生じるのかという多角的な視点による分析のほか、日頃からの本人の感情に寄り添った支援の検討など、本件生徒の視点や立場に基づいた支援が検討されていなかったからでもある。また、本件中学校での個別の指導計画では、本人の希望に関する欄が欠落しており、書式上として不適切であると考えられる。

本人の希望については本件生徒の障害特性なども踏まえて、直接的に口頭や書面などの言語的方法で表出することが困難なケースあることも予測される。しかしながら、その場合においても、本人の希望や想いは当然存在しており、言語的方法で表出されない(あるいはできない)場合においても、本人の状況や行動から、可能な限り本人の視点や想いに寄り添い、本人の代弁が可能と成り得る方法で推察し汲み取るとともに、それらを踏まえた教育活動の実施が重要である。これは、障害者の権利に関する条約および児童の権利に関する条約の理念に則って適切に実施することを包含している。

なお、大阪府教育委員会の「被害者救済システム」では、児童・生徒がいじめ等の被害にあった場合に、障害特性のある児童生徒も含めた意見表明支援も想定されていることから、児童生徒および保護者等に対して、これらの支援体制について認知されるように積極的な広報を行うことも求められる。

## 3 ケース会議の開催および専門職による支援内容の実施

ケース会議については、箕面市教育委員会は箕面市支援保育・支援教育推進ハンドブックで「支援教育コーディネーターを中心に、専門家等の助言や保護者の意見を取り入れながら、支援の必要な子どもの実態を把握し、具体的な支援策を協議して、学校全体の協力体制を組みます」とし、その必要性について示し、あわせて保護者を交えたケース会議について指摘している。

専門職との連携について、箕面市教育委員会が作成した「支援教育校内体制づくりの手引き」によれば、小中学校に配置された支援教育コーディネーターがその役割として想定されている一方で、どのような事例で専門職と連携すべきであるか明示されていないことから、支援教育コーディネーターや支援担当教員の判断や視点、価値観が大いに影響しているといえる。

また、支援教育コーディネーターや支援担当教員以外の学校関係者についても、専門職と

の連携が必要な事案か否かについて、各々の経験や視点、価値観で判断せざるを得ない状況であり、結果的に本来は専門職との連携により支援や対応が望まれる事案であっても専門職に繋がらない事例となることも予測され、そのことから支援を必要とする生徒の不利益となることも考えられる。

このことからケース会議の開催や、専門職との連携が必要な事案について、支援教育コーディネーターや支援担当教員、管理職にその判断を委ねるだけでなく、どのような事案であれば専門職との連携が求められるかについてチェックリストなどを作成することや、より有効なケース会議の運営が図られるシステムやモデルを構築するなど、確実に実施されるように工夫することも有効であると考えられる。

あわせてケース会議や相談対応の内容は、学校教育法施行規則に示される指導要録の指導に関する記録に直接関係する根拠書類と考えられることから、指導要録に準ずる方法での作成・保管と、保存年限が厳守されるように取り扱うことが必要であると考えられる。

#### 4 保護者・家庭との生徒に関する情報共有および保護者支援の実施

本件での一連の対応は、あくまでもその発生事案の対応に過ぎず、発生事案に至るまでの背景について学校側が保護者側に聴取することや、発生事案以外の本件生徒の生活状況についての情報収集、本件生徒や保護者の不安や悩みなどについて学校側が保護者に対してアプローチされた形跡を確認することができなかった。この点から、本件生徒に関する保護者支援としては、学校側からの保護者・家庭に対する情報収集が限定的であったことや、保護者支援としての実施が不足していた。

このことから、保護者・家庭との情報共有の意味について、学校側が校長のリーダーシップの下で改めてその理解をするとともに、保護者・家族支援が確実に実施されるように支援体制を構築することが今後求められる。

#### 5 生徒本人の利用施設・サービス等との確実な支援方針・支援内容の共有の実施

本件生徒は在学当時、放課後等デイサービスを利用していた。一方で、本件生徒の支援に関して、本件中学校と放課後等デイサービス間において十分な情報共有がなされていたことを確認することができなかった。

箕面市教育委員会は、平成28年度に「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業（放課後等福祉連携支援事業）」や、その結果を踏まえて平成29年には「放課後等デイサービス事業所と学校の連携の取組」を示した。

この中で「支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、関係者が情報を共有し、よりよい支援ができるようにする」ことを目的に、「ケースに応じて学校の教職員や関係機関、保護者等が支援の必要な児童生徒の実態を把握し、具体的な支援策を協議する」ためのケース会議の開催について示している。そしてこのケース会議では、ケースに応じて放課後等デイサービス等の事業所等がケース会議に参加する事例が増えてきているとされている。

学校は生徒本人の利用施設・サービス等との確実な連携を図り、より適切な支援方針や支援内容の検討、学校と利用施設・事業所との相互の役割分担などを明らかにするなど、積極的に関係性を構築することが望まれる。

#### 6 生徒の自治性を活かしたいじめ防止の取り組みの発展

市全体で実施される「箕面子どもステップアップ調査」で、生徒のいじめの意識を含めた学校生活アンケートの実施とその対応のほか、本件中学校ではいじめをなくすことをめざして平成20年頃より当時の生徒会などにより [ ] を実施している。

しかしながら、本件生徒の事案では、入学当初からいじめに類するからかいなどの行為が確認された。本件生徒に関する行為が発生した際に、本取り組みに賛同する生徒などが、本取り組みでめざす趣旨に則り行動できる状況（事案が発生・発見した後の相談先がある、各々の生徒が自身に関与するか否かに問わず生徒の自治性や主体性により発生した事案や懸念について連絡・相談できる雰囲気がある、など）が存在していたとすれば、本件生徒の事案について、より早期に対応できた可能性が残されたが、今回はそれらが機能しなかった。

このことから生徒のいじめに対する問題意識をはじめとした人権意識の醸成と、仮に問題行動などが発生した際に、生徒自身が自分事として考え、望まれる行動をすることができるなど、生徒自身の自治性・主体性を高めるための方策について、生徒会をはじめとした生徒の意見も積極的に踏まえながら、検討・工夫がなされることを期待する。

学校としては生徒の自治性や主体性に依存し過ぎることがないように、学校管理者としての責務について自覚し、いじめ防止の啓発活動のほか、生徒自身や校内でいじめやいじめに発展する可能性のあるからかいなどの行為を感じた生徒がいた場合、学校側に伝えることのできる相談支援体制の構築（通報者の匿名性の担保や、より実行性のある取り組みであることを要する）など、生徒の主体性を図るための具体的な教育実践活動の実施を求める。

#### 7 教職員・支援教育関係者の研修機会の充実

市では、教職員や介助員を対象とした支援教育に関わる支援教育研修が設定されていることが確認された。これらの市全体の研修に参加できる介助員が含まれた一方で、別の介助員では研修機会が採用時しか参加したことがなく、可能であればこれらの研修に参加を望むものの勤務保障がなされないなどの理由で研修に参加が叶わない状況があることを確認した。また、支援担当教員が参加した研修機会について肯定的な意見が示された一方で、学校以外での定期的な研修機会がない介助員からは研修機会を期待する意見が含まれたことから、職務の一環としての介助員を含めた教職員に対しての支援教育に関する研修機会を検討・確保に努めることが必要であると判断する。

そして支援教育の研修内容についても、支援教育に関する理論的な研修等は実施されていると確認することができたが、現在各校で取り組まれている支援教育の実践事例に用いた内容（特に支援として成功している、または失敗事例なども積極的に取り上げることが望ましい）なども研修に取り入れるなど、教育委員会や各学校の枠を超えた関係者が、市の支援教育全体としての資質を向上させるための方策を検討することが有効であると考えられる。

これらの研修機会の設定については、市教育委員会の関係者が一方的に検討するだけでなく、学校現場で実際に支援教育に従事している関係者、外部の専門機関や専門職、学識経験者などからも可能な範囲で研修に対する意見や提案を求めるなど、より生徒本人や保護者のニーズ等も踏まえ、学校での支援上で活かすことが可能な研修内容の検討を行うことが望ましい。

これらの支援教育自体の質的向上を図る具体的取り組みを進めることにより、支援教育に対する教職員の正しい知識と支援力の向上を図るとともに、正しい理解を得た教職員から障害のあるまたはない児童生徒等に働きかける、相互理解を図るための学習機会の確保が叶うよう、支援教育の充実を意識した過程検討（プロセス計画）を行うことが必要である。それらの実施により、ひいてはいじめなどの問題行動の回避にもつながるものと期待される。

#### 8 市の公的施策としての子どもの権利擁護に関するシステム構築の必要性

市では、箕面市子ども条例が制定されている。今回の事案については、本件生徒、加害生

徒および傍観生徒という三者に簡易に分類できるものではなく、いずれの生徒も相互の状況や関係性についての不安や解せない行為が存在し、それらが要因となりいじめや不安行動、問題となる行動が発生するとともに、結果的に条例上（第 11 条）にある生徒自身の学習する権利が侵されてしまったものであると考えられる。

あわせて条例では「市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。」（第 15 条）とされているが、現在のところ市としての子どもに対する人権救済制度の実施がなされていない。

今回、本件関係生徒への聴取においても、被害生徒に対する周囲の不適切な関与を感じていたと証言した生徒がある一方で、当時それらの見解を学校側に伝えることができなかったことも確認された。その理由には、学校の関係者に対する不信感などが述べられた。また、本件とは別の事案で不適切な対応を受けたため学校関係者に相談したが、その際に適切に対応されなかったと証言する内容が含まれた。

箕面市教育センターでは平成 26 年度より「箕面市いじめ・体罰ホットライン」を設け、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで、学校内でのいじめや体罰に関する相談体制を実施している。この利用時間は、通常であれば児童生徒が学校に在籍している時間と重なり、児童生徒が積極的に活用できることを想定されていないといえる。あわせて本システムは、いじめが発生した後（いわば事後対応として）、相談を受けるものであり、生徒本人や周囲の関係者がいじめと認識しないと相談に至らないことも考えられる。

このことから学校での多様な児童生徒が抱える課題対応も含めて、市および教育行政全体として、条例に示されている子どもの人権救済（権利擁護）についての体制を具現化し、早急を実施すべきであるとする。国内でも先行自治体により、公的第三者機関による子どもの相談体制の設置（子どもオンブズマン、権利擁護委員会等）や、子どもの権利に関する多様な支援活動などが実施されている。これらの公的第三者機関による取り組みを進めることは、児童福祉法の理念にある「児童の最善の利益」を図るための地方自治体の責務の具現化であるとともに、児童の権利に関する条約などの国際的な規約や見解に基づいた、子どもの権利を具体的に確保するための手立て（個別救済、制度改善、モニタリング、広報・啓発・教育の実施など）である。

また、これらの子どもの権利擁護は、いじめに関係する生徒の救済や対応という限られたものではなく、専ら児童の最善の利益を実現するために、子どもの保護者や家族のほか、学校関係者などを支える機能も持っている。つまり子どもの権利保障の取り組みは、支援・救済が必要な子どもと、他者を対峙させるものではなく、個々の子どもを支えるために関係者や関係機関の関係性を調整や申し立てなどによって課題や懸念される事象について調査し、必要な対応を図っていくものである。このことから、子どもの権利救済のシステム構築は、子どものみならず、子どもを支える学校関係者をはじめ社会全体に対する有益性を有していることに着目することが重要といえる。

以上